

# 営利法人による デイサービス と介護報酬改定

福住 尚将

近年、デイサービス数が増加傾向にあり、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」の概況によると、平成二十三年四月時点で、二万八四六八のデイサービスが運営されています。平成二十二年一〇月の概況では八〇三七事業所ですから、三倍以上に事業所数が増加しました。

デイサービスの増加に伴い、運営母体の法人格にも大きな変化が起きています。介護保険制度が施行された平成一二年は、約八〇〇事業所のデイサービスの内、社会福祉法人の運営する事業所が六六%、営利法人が運営する事業所は四・五%の比率でした。しかし、平成二十二年に社会福祉法人対営利法人の比率は逆転し、平

成二十二年五月の概況では、社会福祉法人三九・一%、営利法人四三・七%になっています。本稿では、年々増加する営利法人が運営するデイサービスのトレンドと、介護報酬改定によって予測される影響について述べたいと思います。

## 一 ニーズをもとに創出される 新業態デイサービス

高齢者福祉の業界にいる方々はデイサービスが多様化されている印象を受けるのではないのでしょうか。

一昔前までは考えられなかったサービスを提供するデイサービスが台頭してき

ました。平成一八年に介護予防サービスが開始され、このころから、特色のあるサービスに特化したデイサービスを目にするようになりました。介護予防の開始とともに、リハビリ特化型のデイサービスが生まれました。要支援の利用者を中心に、軽度に分類される要介護利用者に対し、午前三時間・午後三時間の二部制でサービスを提供する業態です。小規模型での運営のため参入しやすく、フランチャイズでの展開方式を採用する企業が多いため、いまでは都市部を中心に全国に広がっています。

この業態は、軽度の利用者にターゲットを絞っているため、通常規模のデイサービスでは受け入れが躊躇されがちな介護予防の利用者や通常のデイサービスのプログラムでは満足感が得られない顧客を対象にするという戦略で、利用者獲得に取り組んでいる傾向にあります。

特別養護老人ホームの入所待機者増加に伴い、お泊りデイサービスの増加もめ

さまざまなものがあります。デイサービスとショートステイの併合に近い運営を行っており、民家改修や小規模での事業運営が主体ですので、通常規模のデイサービスよりも参入障壁が低いのです。こちらもフランチャイズで展開しているため、年々増加傾向にあり、業界首位の運営会社では約五百拠点を展開しています。夜間は自費サービスでも売上げがあるスキームが構築されているため、業界参入希望者や、投資希望者が参入しやすい業態です。そのため、全国的な急展開が可能となっているのです。

リハビリ特化型、お泊りサービス付デイサービスとともに、利用者がもつニーズを捉えたうえでのサービス創生です。本来、デイサービスに求められる支援効果があるサービスというよりは、他の介護保険サービスの代用としての機能を果たしているともいえます。

代表的な二業態について論じましたが、現在、デイサービスで提供されているサ

ービスの一部を切り取った、新たな事業者も出現してきました。入浴に特化したデイサービスやレストランデイサービスが代表的です。入浴に特化したデイサービスは、午前・午後の二部制で運営し、入浴と機能訓練を実施しています。最近では夕方からのサービスを開始した事業者も確認されています。在宅の利用者にとって、「お風呂は夕方」という声が多いため、それらの声を反映させた結果です。通常型のデイサービスでは入浴だけを目的とした利用者も多く、またケアプランも入浴を重視した計画が多いことから、入浴に特化したデイサービスが創設され、展開されているのです。

レストランデイサービスはサロンのような環境で、時間をかけた昼食サービスを軸に、軽度な運動や趣味活動を実施し、心と体も健康にするというコンセプトです。食事がメインのサービスであるため、食事代金も高い設定になっており、一食一〇〇円を超える設定の事業者も

あります。このサービスはレストランのノウハウが必要なデイサービスであるため、安易な参入はできません。そのため、他の特化型に比べると数は多くありません。しかし昨年、資産に余裕のある団塊の世代が高齢世代に突入することを見越して、大手外食事業グループが都市部でパイロット店舗を開店、大規模展開の可能性を探る動きも確認されています。

前述した四つの業態に共通することは、既存のサービス形態にそぐわない利用者のニーズを反映させて生まれたことにあるといえます。

## 二 ターゲットを絞ったデイサービスが登場

新たな業態のデイサービスが生まれてくる理由の一つに、利用者獲得競争の激化が挙げられます。通常規模型のデイサービスは事業者数も多いため、新規参入には向いていません。新規参入事業者に

新業態デイサービスが多いことは、既存の事業者でカバーできないサービスを提供することで、ニーズが合致する利用者の獲得が容易になるためです。

さまざまな企業の参入により競争激化が引き起こされたことで、既存事業者は経営戦略の練り直しを余儀なくされています。従来、特別な理由がない限り、利用をお断りしない方針で運営してきた通常のデイサービスでしたが、事業存続のために利用希望者の介護度や身体機能でスクリーニングを実施し、利用者層を絞る戦略を採用するデイサービスも見受けられます。受け入れ先を探しづらい、医療管理を必要とする利用者や、介護力を必要とされる介護度の高い利用者のみを受け入れるデイサービスもあります。

また、経営上の判断で利用者の生活機能向上に適合しないサービスプログラムを提供せざる得ない状況も発生しています。

前段で述べた新業態のデイサービスは、営業戦略としてリッチな利用者層を対象

に運営しています。既存のデイサービスで利用者獲得に苦勞を強いられている一部の事業者は、介護度で利用者層を絞り込む戦略で運営。このように、デイサービスの住み分けが始まっているものと考えられます。

## 三 介護報酬改定と今後のデイサービスのあり方

二〇二二年四月に施行された介護報酬改定は、通常規模で運営している営利法人にはつぎの二つの点で影響があります。

一点目は「サービス提供区分の見直し」です。平成二二年時点で約八五％（介護報酬の改定について…厚生労働省老健局振興課発表資料）のデイサービスは、六〜八時間区分でサービス提供していましたが、この区分の場合、実際は六時間程度の提供で運営する事業者が多かったのです。五〜七時間・七〜九時間が創設され、従来の六時間での提供を選択し

た場合、介護報酬の大幅な減になるため、現状の人員体制や運営方法を続けると減収減益が予想されます。そのため、七〜九時間の時間区分を選択することが事業継続に必要です。しかしサービス時間が延伸することは、労働時間増加にもつながるため、労働管理やワークシェアが機能していない事業者は、苦しい経営を強いられることとなります。

もう一点は、「個別機能訓練加算の見直し」です。今回の改正では、従来の個別機能訓練加算Ⅰが廃止され、基本介護報酬に包括されています。平成二二年度には約六六％の事業所で算定（介護報酬の改定について…厚生労働省老健局振興課発表資料）されており、その多くの事業所では看護師が機能訓練業務に携わり、支援効果が疑わしい状態になっていたことも廃止要因に挙げられています。

新たな個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱでは、居宅での生活の継続に主眼を置き、身体機能の回復が目的ではなく、より日常生

活機能に必要な実践的な訓練が求められています。個々に適切な訓練が求められることで、事業者はより適切なアセスメント、個別性のある通所介護計画の立案が求められます。在宅での行動が大きく関連することで、利用者・家族・ケアマネジャーとの協働が必要とされます。これまで意識の薄かったソーシャルワーク視点を求められるのです。

今回の法改正は、過度な利益競争に抑制をかけた上で、デイサービスに求められる本来の役割を明確にする機会になるといえます。サービス提供時間を実状に合わせる改正は、事業者の都合で設定することではないとの意向の表れです。在宅生活を継続するために、レスパイトケアに代表される家族への包括的な支援にも適したサービスに、変革させるための要素が含まれていると捉えられます。

また日常生活機能に特化し、なおかつ個別性のあるサービスを提供することが求められたことで、デイサービスで実

践すべき支援がより効果的になるものと考えられます。既存のサービスに当てはめる支援ではなく、アセスメントから導き出される課題に対しての支援を実践しなければなりません。つまりサービスオリエンテッド方式を実践することが必要になるということです。適切なアセスメントや的確な課題抽出、多職種との強固な連携や包括的な支援。結果的にソーシャルワーク実践を求められ始めたということ

です。

今回の法改正によって、営利法人は福祉実践者としての意識を強く求められます。社会福祉の体系的理解ができない事業者には厳しい結果が待っていることでしょう。

(ふくずみ なおゆき/東電パ  
ートナース株式会社)

## 孤立死：安否確認対応マニュアルを改定 東京都

毎日新聞 2012年04月16日より

東京都立川市の都営アパートで3月に95歳と63歳の母娘が孤立死した問題を受け都は16日、都営住宅入居者への安否確認対応マニュアルを改定した。異変を知りながら入室確認を1週間しなかった反省から、異臭がするなどした際は直ちに部屋に入る対応に改めた。

以前のマニュアルでは、安否確認の入室は応答や異臭の有無、年齢、気候などを「総合的に判断する」としていた。立川のケースでは自治会長から「2人と連絡が取れない」と知らされたが、入室基準に該当するかどうか判断がつかず、市職員が室内に入ったのは1週間後。母娘は死後約1カ月たった。

このため新マニュアルは「安否確認は迅速な入室が基本」と明記。

- (1) 助けを求めると声が聞こえるのに扉が開かない
- (2) 在室が確かなのに応答がない
- (3) 室内から異臭がする

— のどれか一つに該当したら直ちに入室するとした。単身の高齢者に限らず、障害者がいる家庭や子供が幼い母子家庭などでも、郵便物がたまっているなどすれば直ちに入室する。

都の都市整備局は「地元自治体との連携も強化しながら再発防止に努めたい」と話している。

【柳澤一男】